

## 指導者資格取得補助金交付要綱

### (通則)

第1条 指導者資格取得補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、滋賀コーチバンクシステムへ登録する指導者の資質向上を図るため、公認スポーツ指導者資格の取得に係る受講料の一部を補助し、資格を有する指導者を増やす取組を進めることで県内のスポーツ指導者数の増加につなげ、県民の豊かなスポーツ実施環境の整備を図ることを目的とする。

### (補助の対象となる者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、次の（１）～（３）のいずれかに該当する者（以下「補助事業者」という。）とする。

- （１） 公益財団法人滋賀県スポーツ協会に加盟する競技団体のうち、上位団体が公益財団法人日本スポーツ協会の公認する競技別指導者資格を発行している団体
- （２） 総合型地域スポーツクラブのうち、滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に登録している、または登録の準備をしている団体
- （３） 滋賀県スポーツ少年団本部

### (補助の対象となる事業)

第4条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間内に取得することができる公認スポーツ指導者資格の取得に係る受講料を補助し、当該資格取得者に滋賀コーチバンクシステムに登録させる事業とする。

### (補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率、補助限度額および補助できる上限人数は、別表のとおりとする。

### (補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額から、国庫補助金その他の助成金等を除いた額とし、その額が補助限度額を上回る場合は補助限度額とする。

### (補助の期間)

第7条 この補助金の補助対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに実施する事業とする。

(交付申請)

第8条 補助事業者は、規則第3条の規定による指導者資格取得補助金交付申請書(様式第1号)および次の書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 指導者資格取得補助事業 事業計画書(様式第2号)
- (2) 指導者資格取得補助事業 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他参考となる資料(団体の規約、役員名簿、受講料がわかる資料として指導者養成講習会開催要項等)

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第9条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の申請をした者もしくはその役員等(法人(法人格を有しない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。)である場合にあっては役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者、個人である場合にあっては営業所等の代表者をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。
- (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 第1号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 第2号から前号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。

(事業の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、指導者資格取得補助事業 変更承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし補助事業の内容に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合はこの限りではない。

(補助事業の中止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、指導者資格取得補助事業 中止承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日、または令和8年3月31日のいずれか早い日までに規則第12条に規定する指導者資格取得補助事業報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 指導者資格取得補助事業 事業報告書（様式第7号）

(2) 指導者資格取得補助事業 補助金受領者名簿（様式第8号）

(3) 指導者資格取得補助事業 収支精算書（様式第9号）

(4) 事業実施がわかる資料（受講料にかかる領収書の写し、取得を証明できる資料（取得した資格証、合格者一覧等）資格取得者全員の滋賀コーチバンクシステムに登録されたことが分かるもの、補助金受領書の写し）

2 第8条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認の内容）に適合すると認めたときは、規則第13条に規定する交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。（第12条2項で明らかな場合は、提出の必要はない。）なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助事業者等の公表)

第16条 知事は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(標準処理期間)

第17条 規則第4条に規定する補助金等の交付の決定、規則第8条および第11条に規定する承認、規則第13条に規定する補助金の額の確定は、申請または報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第18条 補助事業者は、第8条の規定に基づく交付申請、第10条の規定に基づく事業の変更、第11条の規定に基づく補助事業の中止または廃止、第12条の規定に基づく実績報告、および第14条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第19条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）補助対象経費等

| 助成対象経費                                       | 助成割合     | 補助限度額     |
|----------------------------------------------|----------|-----------|
| ・ 補助金<br>（公認スポーツ指導者資格※1取得にかかる受講費※2に対する補助に限る） | 対象経費の1／2 | 1人当たり15千円 |

※1 公認スポーツ指導者資格とは、公益財団法人日本スポーツ協会または中央競技団体が公認するスポーツ指導者資格

※2 受講費とは、資格取得に係る受講料およびテキスト代とし、登録料は含まない